

令和6年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定132職種のうち都道府県方式で実施している111職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的取扱いについて検討するもの。

2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否等を検討する。

① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断(定量的基準)）

ただし、以下の場合には検討対象から除外

- ・ 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
- ・ 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上

② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））

- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
- ・ 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和6年9月17日～10月17日の間で実施）

3 検討対象職種

令和6年度は、①の基準に該当するロープ加工職種について、②の観点から検討を行った。また、令和4年度検討会において令和5年度以降以降の年間受検申請者数が100人以上であることを条件に毎年実施とされた塗料調色職種について、改めて検討を行った。

職 種	受検申請者数 6年平均値 (令和2年度を除く)	受検申請者数						
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ロープ加工	97	96	122	107	77	91	81	83
塗料調色	83	93	87	76	定期試験中止	78	79	85

4 検討結果のポイント

1. ロープ加工：

(製造済みのロープを加工して、ロープを材料とする製品をつくる職種)

- 6年間の平均受検申請者数が97人となり、第1次判断基準の100人を3人下回っている。
- しかしながら、関係業界団体の会員が製造した製品に起因する大きな事故が発生していないことは、消費者・国民の安心や信頼の確保の観点で評価できる。また、技能検定の実技試験の課題に用いるワイヤロープの径や加工方法を見直すことで受検申請者が増加する可能性もある。
- このため、関係業界団体が受検勧奨することなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。
- ただし、令和7年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が100人以下となった場合（令和2年度を除く過去6年間の年間平均受検者数が100人を超える場合を除く）には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。
- なお、技能検定の実技試験の課題の適否については、関係業界団体と中央職業能力開発協会が協力し、検討することが望ましい。

2. 塗料調色：

(各種の原色塗料を調合して色合わせし、所定の色及び量の塗料を調色する職種)

- 令和5年度の受検申請者数が85人となり、令和4年度検討会において示した条件の100人を下回っている。
- しかしながら、令和6年度の受検申請者数速報値が97人となったこと、東日本を中心に受検会場が設けられていないこと、受検会場の定員制限により受検を断っているケースや営業職も受検しているケースがあることから、潜在的な受検申請者が多い可能性がある。
- このため、関係業界団体が首都圏への受検会場設置や既存受検会場の定員制限緩和、学科試験対策講習会の実施に取り組むことなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。
- ただし、令和7年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が100人以下となった場合（令和2年度を除く過去6年間の年間平均受検者数が100人を超える場合を除く）には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。